

平成23年4月7日

各 位

社団法人 全国信用金庫協会

平成23年東日本大震災に係る親族等本人以外への預金の払出しについて

このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

今般の震災を受けて、現在、被災地を中心に、預金者ご本人の死亡や行方不明時に、当面の生活資金等を目的として、親族等ご本人以外への預金の払出しに関し、柔軟な対応を求める声が寄せられております。

このような場合には、適正・公正な相続の確保の観点から、本来、法定相続人を戸籍で確認する等の手続きを経たうえで進められる必要があります。

しかしながら、会員信用金庫の中には、今般の被災者の方々の危機的状況を鑑み、独自の経営判断で、たとえば、預金者のご親族に限定し、預金者本人の氏名、生年月日や来店者の本人確認、預金者との関係等の事実を確認したうえで、ご事情を踏まえ、弾力的な対応に努めている事例もございます。

本会といたしましては、こうした弾力的な対応を行っている金融機関の取り組みを参考事例（別添ご参照）として会員信用金庫に周知しました。引き続き被災者の方々の生活資金の確保に対し積極的な取り組みを進めてまいります。

以 上

【お問合せ先】

業務部：03-3517-5713

広報部：03-3517-5722

<別添資料：親族等本人以外への預金払出し事例>

1. 払出し対象

(1) 親族の場合

- ①親・子ども・配偶者に限定
- ②同居者に限定
- ③職員が面識のある親・子どもに限定（行方不明の場合）
- ④推定相続人に限定（行方不明の場合）

(2) 遺族の場合

親・子ども・配偶者などに限定

2. 払出し金額

- ①原則10万円まで
- ②葬儀費用（100万円程度）
- ③当面の生活費
- ④当面の入院費

3. 払出し手続き時の留意点

(1) 親族の場合

- ①面談のうえ、「預金者本人の氏名・生年月日等」「預金者との関係」「同居の有無」等を確認
- ②面談のうえ、事情を確認

(2) 遺族

遺族と面談のうえ、「預金者が亡くなられた状況」や「必要な費用」等を確認
※相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施

4. その他の事由

預金者本人が死亡・行方不明・入院等により来店できない場合などでも対応

以上